

防衛大学校  
2021年度後期講義[航空宇宙法]

## 第1回 講義ガイダンス

2021年10月6日(火)

高屋友里

### 目次

1. 講師紹介
2. 講義の目的
3. 参考文献の紹介
4. 評価方法(試験)
5. 出席票・質問票について
6. はじめに① 国際法における空域・宇宙空間
7. はじめに② 国際航空法の誕生
8. はじめに③ 国際宇宙法の誕生

## 1. 講師紹介

**高屋友里** 東京大学 未来ビジョン研究センター 客員研究員 (Ph.D. [法学博士])  
早稲田大学 社会安全政策研究所 招聘研究員



専門分野: 宇宙安全保障、宇宙資源探査、サイバーセキュリティに関する国際宇宙法

学 歴		職 歴	研究テーマの変遷
早稲田大学法学部卒業(国際法ゼミ)	-		
	-	清水建設・宇宙開発室(当時) 担当: 広報・調査	宇宙の商業利用 宇宙旅行
オランダ・ライデン大学 国際航空宇宙法研究所(LLM取得)	2000年		
国連宇宙室(UNOOSA)にてインターンシップ	2001年		宇宙の民生利用 GNSSと国際協力
	2002年	文科省JAXA宇宙科学研究所(非常勤)	
国際宇宙大学・夏季講習(2か月)	2002年		
フランス・パリ第11大学 宇宙衛星通信法研究所(Ph.D.取得)	2003年	CSPジャパン(宇宙コンサルティング会社) 委託調査	宇宙の軍事利用 GNSSとミサイル防衛 宇宙安全保障 サイバーセキュリティ 輸出管理
	2011年	神戸大学大学院 法学研究科 学術研究員・非常勤講師	
	2017年～ 現在	早稲田大学社会安全政策研究所 招聘研究員 東京大学未来ビジョン研究センター 客員研究員	
	2021年	防衛大学校 非常勤講師(後期のみ)	

9.11同時多発テロ

## 2. 講義の目的

目的 ① [input] 空域および宇宙空間(天体を含む)における活動に対する国際法上の視点を得る

- a. 適用される国際航空法・国際宇宙法の基礎を学ぶ(総論)
- b. 宇宙空間の民生利用・軍事利用・商業利用において生じる法的課題を概観する(各論)

目的 ② [output] 航空宇宙に関する新たな技術や活動に関する調査・分析・成果プレゼンのスキルを高める

- a. 確かな情報源の探し方を学ぶ
- b. 国際的な場(国連機関)や国際交渉の場における交渉力(およびプレゼン力)を高める
- c. 英語力を高める

### 3. 参考文献の紹介

#### ① 国際航空法

##### ➤ 国内

※全体像を掴むため、まず何冊か「国際法」の教科書に記載される「空域」の項目を参照することを勧める

例：岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会, 2020年)

杉原高嶺『国際法学講義(第2版)』(有斐閣, 2013年)

- 池内 宏『航空法～国際法と航空法令の解説～』(2訂版) 成山堂書店 (2021年)
- 坂本 昭雄『新国際航空法』有信堂高文社(1999年)
- 坂本 昭雄『国際航空法論』有信堂高文社(1992年)

##### ➤ 国外(英語)

(※上記)

- Pablo Mendes de Leon, *Introduction to Air Law*, Kluwer Law International, 2017.
- Michael Milde, *International Air Law and ICAO*, Eleven International Publishing, 2016.
- Paul Stephen Dempsey, *Public International Air Law*, McGill University, 2008.
- Paul Stephen Dempsey et Ram S Jakhu (eds.), *Public Air Law*, Routledge , 2016.

### 3. 参考文献の紹介

#### ② 国際宇宙法

##### ➤ 国内

※全体像を掴むため、まず何冊か「国際法」の教科書に記載される「宇宙空間」の項目を参照することを勧める

例：岩沢雄司『国際法』(東京大学出版会, 2020年)

杉原高嶺『国際法学講義(第2版)』(有斐閣, 2013年)

- 青木節子『日本の宇宙戦略』(慶応義塾大学出版会, 2006年)
- 小塚総一郎・佐藤雅彦(編)『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』(有斐閣, 2015年).

##### ➤ 国外(英語)

(※上記)

- Isabella Henrietta Philepina Diederiks-Verschoor, Vladimir Kopal, *An Introduction to Space Law*, Kluwer Law International, 2008.
- Frans von der Dunk et Fabio Tronchetti (eds.), *Handbook of Space Law*, Elgar, 2015,
- Stephan Hobe (ed.), *Cologne Commentary on Space Law I-III*, Heymanns Verlag GmbH, 2010.

#### 4. 評価方法

#### 5. 出席票・質問票について

##### > 評価方法

点数制	50点以上	average
	50 - 70点	good
	70 - 90点	excellent
	95 - 100点	excellent +

##### [全15回の講義]

1回の出席につき3点	3 * 15 = 45 (点)
割り当てられた課題のプレゼン	5 - 20 (点)
期末レポート	10 - 35 (点)

##### > 出席票・質問票

毎回の講義後、  
Wordファイルを  
講師までメールすること

その際、講義に関する

- ・質問
- ・要望(フォントが小さいなど)・
- ・感想(わかりやすさについてなど)
- ・コメント

を書いてください。次回までにHPにて回答します。  
<http://spacelawnotebook.com/course/index.html>

出席票	
防衛大学校 2021年度後期 航空宇宙法(高屋友里) 第1回授業	
日付	2021年10月11日(月)
ID番号	
名前	
質問・要望・感想・コメント欄	
※ どちらかにチェックしてください	
<input type="checkbox"/> 授業に関する質問 (HP上でお答えします) <a href="http://spacelawnotebook.com/course/questions.html">http://spacelawnotebook.com/course/questions.html</a> (HPに掲載しないでください)	
<input type="checkbox"/> 要望・感想・コメント (できるだけ動画中で反映します) (HPに掲載しないでください)	

#### 4. 評価方法

#### 5. 出席票・質問票について

##### > 質疑応答について

いただいた質問は  
随時Web上、および次回の講義で回答します  
<http://spacelawnotebook.com/course/index.html>



← 現在、東大とJAXAとの共同プロジェクトとして  
宇宙法政策プラットフォームを開設中  
[spacepolicyandlaw.com](http://spacepolicyandlaw.com)

## 6. はじめに① 国際法における空域・宇宙空間

### ① 国際公域の誕生

#### ➤ 国際公域とは

どの国家も主権を主張できない地域が地球上にある

例：公海 (high seas)

南極

深海底

宇宙空間(天体を含む)

#### ➤ 無主物説と万民共有物説 *res nullius vs. res communis*

無主物説 どの国家の主権も及んでいない領域

最初に占拠した国の所有となる

万民共有物説 どの国家の主権も及んでいない領域

利用はできるが、占拠しても

国家主権の主張は認められない

#### ➤ 技術の発展に伴い、国家の主権が及ぶ範囲と、どの国家の主権も及ばない国際公域とが画定した

- 海洋法(中世末期～) 公海の自由

深海底

(例)国連海洋法条約

- 空法(1919年～) 領空とその他の空域の画定

(領空主権に基づく)「空の自由」

(例)1944年シカゴ条約

- 宇宙法

宇宙空間の自由

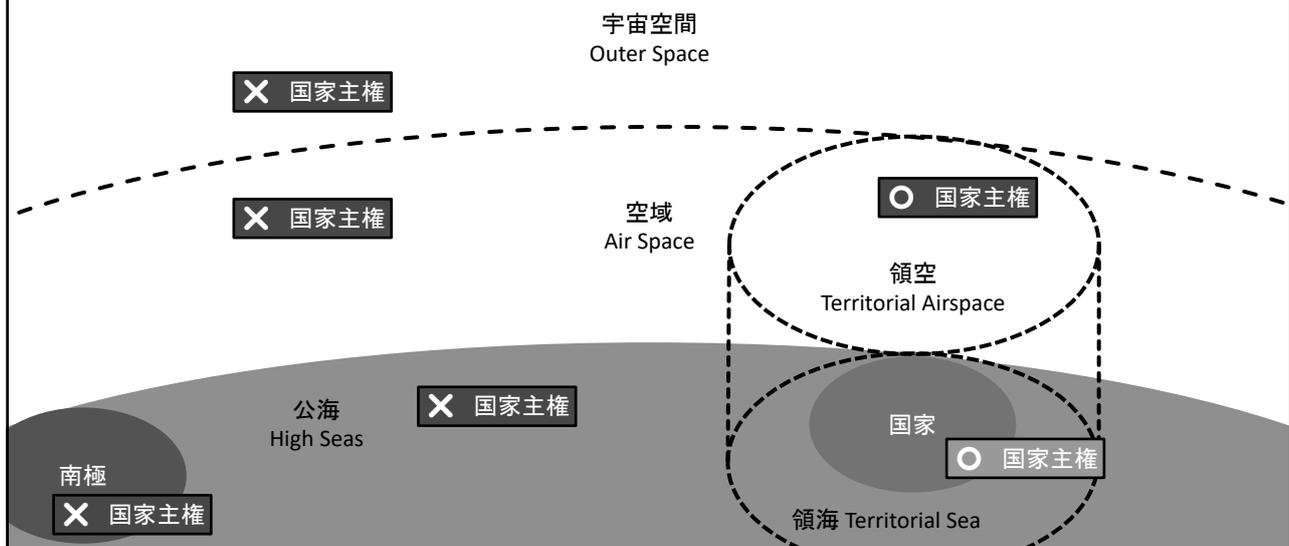
宇宙空間(天体を含む)の

専有(領有)禁止

(例)1967年宇宙条約

## 6. はじめに① 国際法における空域・宇宙空間

### ② 国家主権と国際公域



## 7. はじめに② 国際航空法の誕生

1902年 国際法協会ブリュッセル会議 気球飛行 Balloon Flightに関する規律の必要性が確認

1903年 ライト兄弟が有人飛行に成功

1909年 Blériotによるイギリス海峡横断

1910年 パリ国際航空会議(18か国参加)

→ 航空圏とその下の国との法的関係については決裂

1919年 パリ条約を発端に航空法が発展(27カ国が調印・1922年発効)

→ 領空主権が認められる

→ 航空機が定義される(1944年シカゴ条約にも引き継がれる)

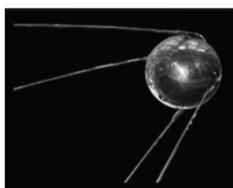
WWII中・・・以下の3条約が締結

1944年 国際民間航空条約・国際航空業務通過協定・国際航空運送協定

第2次世界大戦に開発・使用された  
V2ミサイル(ロケット)は  
航空機の定義から外れるため  
航空法では検討されず

## 8. はじめに③ 国際宇宙法の誕生

### ① 国際宇宙法の歴史



スプートニク1号  
©NASA

1957-58年 国際地球観測年(IGY)

1957年10月4日 旧ソ連が人工衛星「スプートニク1号」の打ち上げを成功

1958年1月 米国が人工衛星「エクスプローラー1号」の打ち上げを成功

国際社会は宇宙空間への軍拡競争を懸念

1958年12月13日 国連総会決議1348 (XIII)

「Question of the Peaceful Uses of Outer Space」

アドホック国連宇宙空間平和利用委員会を設置(18か国により構成)

(COPUOS: Committee on the Peaceful Uses of Outer Space)

宇宙空間の平和利用についてのみ考察

1959年12月12日 国連総会決議1472 (XIV)

「宇宙空間の平和利用に関する国際協力」決議

→COPUOSは常設となる(24か国により構成)



第1回COPUOS会合(1959年) ©UN Photo

## 8. はじめに③ 国際宇宙法の誕生

### ② 国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)

1959年 南極条約が成立 (→宇宙条約に影響を与える)

1961年 国連総会決議1721(XVI) 国際法の適用・宇宙空間自由の原則

1963年 国連総会決議1962(XVIII)

「宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する

法原則に関する宣言」

1963年 大気圏・大気圏外および水中における核実験禁止条約が成立  
(→宇宙空間における核実験が禁止される)

1967年 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における

国家活動を律する原則に関する条約」(宇宙条約)

※ COPUOSにおいて全会一致(コンセンサス方式)で採択



1961年 国連総会で演説するケネディ大統領 © UN Photo

"As we extend the rule of law on earth, so must we also extend it to man's new domain -- outer space."

"All of us salute the brave cosmonauts of the Soviet Union. The new horizons of outer space must not be driven by the old bitter concepts of imperialism and sovereign claims. The cold reaches of the universe must not become the new arena of an even colder war. To this end, we shall urge proposals extending the United Nations Charter to the limits of man's exploration of the universe, reserving outer space for peaceful use, prohibiting weapons of mass destruction in space or on celestial bodies, and opening the mysteries and benefits of space to every nation."

Source: <https://www.jfklibrary.org/archives/other-resources/john-f-kennedy-speeches/united-nations-19610925>

## 8. はじめに③ 国際宇宙法の誕生

### ③ COPUOSと国際宇宙法

COPUOS+国連総会で採択された決議や諸原則

条約 Hard Law	ソフトロー Soft Law
1967年 宇宙条約 ※日本1967年に批准	1982年 直接放送衛星原則
1969年 宇宙救助返還協定 ※日本1983年に批准	1986年 リモートセンシング原則
1972年 宇宙損害責任条約 ※日本1983年に批准	1992年 原子力電源使用制限原則
1975年 宇宙物体登録条約 ※日本1983年に批准	1996年 スペースベネフィット原則
1979年 月協定 ※日本未批准	2004年 「打ち上げ国」概念適用
	2007年 宇宙物体登録実行向上勧告
	2007年 スペースデブリ低減ガイドライン
	2013年 探査・利用に関する国内法制定勧告
	2019年 宇宙活動に関する長期持続性ガイドライン

**END**

yuritakaya@gmail.com